

概要：平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震等を踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況を点検した結果により、緊急的・優先的に対策が必要な施設が判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。

最高裁判所

耐震化に関する対策

箇所：約60施設

期間：2020年度まで

実施主体：最高裁判所

内容：耐震改修を実施することで、災害時の安全性を確保する。

達成目標：建物やエレベーター等の耐震改修工事が必要な約60施設について所要の対策を概ね完了。



建物の耐震化



エレベーターの耐震化



非構造部材の耐震化



非常用設備に関する対策

箇所：約20施設

期間：2020年度まで

実施主体：最高裁判所

内容：機能劣化のある非常用設備を更新することで、災害発生時の事故発生や業務停止を防止する。

達成目標：非常用電源設備等の更新が必要な約20施設について所要の対策を概ね完了。



非常用電源設備の更新



火災報知設備の更新



機械設備の更新

機能的劣化に関する対策

箇所：約10施設

期間：2020年度まで

実施主体：最高裁判所

内容：機能劣化のある建物を改修することで、裁判所業務の機能不全や有害物質の拡散を防止する。

達成目標：外装改修やアスベスト除去が必要な約10施設について所要の対策を概ね完了。



アスベストの除去



外装改修
(屋上防水、外壁改修)

